

教育施設  
保育施設でのプー  
ル・水遊びにおける  
事故防止に関して



## 前回の9月議会にて

スポーツ庁からの「水泳等の事故防止について（通知）」より

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/hakusho/nc/1404536.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1404536.htm)

- 監視員については、**プール全体がくまなく監視できるような十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。**
- 集団で水泳を行う場合には、**引率者や指導者の責任分担を明確にし、また、班の編成にあたっては、指導・監督が周知されるようにする事。**また、**班の編成にあたっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。**




矢口  
まゆ

**十分な数、対応可能となる数、  
全員に行き届く程度の人数**

とあるが、  
**その数の算出はどのようにすれば  
よいとお考えでしょうか？**

この質問に対し



小学生とか学生さんに対して  
**等のガイドラインである。**  
そのため、質問の人数配分と  
いうのが  
**該当しないので答えられな  
い。**

担当  
部長

府子本第487号  
平成29年6月16日

都道府県  
各指定都市 認定こども園担当部長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故の防止について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

つきましては、引き続き、幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、同ガイドラインにも記載されている下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

また、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け）（別添1）、厚生労働省保育課から発出されている「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け）（別添2）の通知も参考にさせていただき、貴職において、認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますようお願い申し上げます。

雇児保発0616第1号  
平成29年6月16日

都道府県  
各指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長  
（公 印 省 略）

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）の安全管理については、従来から通知等により適切な指導をお願いしています。

保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合には、類似の事故の発生を防止するため、平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（以下、「ガイドライン」という。）」により、プール活動・水遊びを行う場合の監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応についての取組等、事故の発生防止のための取組を示しております。

つきましては、引き続き、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するため、ガイドラインの周知を図るとともに、別添1「水泳等の事故防止について（平成29年4月28日付け29ス庁第99号スポーツ庁次長通知）」を参考にして、特に下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して安全管理及び事故防止の徹底を周知するようお願いいたします。

なお、幼保連携型認定こども園については、別添2「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成29年6月16日付け府子本第487号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）」により、プール活動・水遊びを行う場合の事故の発生を防止するための注意喚起を行っていることを申し添えます。

通知では、水泳等の事故防止についての内容を参考にすることが記されている。

## 厚労省通知本文部分

- ・監視体制の空白が生じないように専ら監視を行うものとプール指導などを行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。

## 教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

- ・監視体制の空白が生じないように専ら監視を行うものとプール指導などを行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- ・監視者は監視に専念する。
- ・監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。

内容は明らかに違う

## 水泳等の事故防止について

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

### 2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。